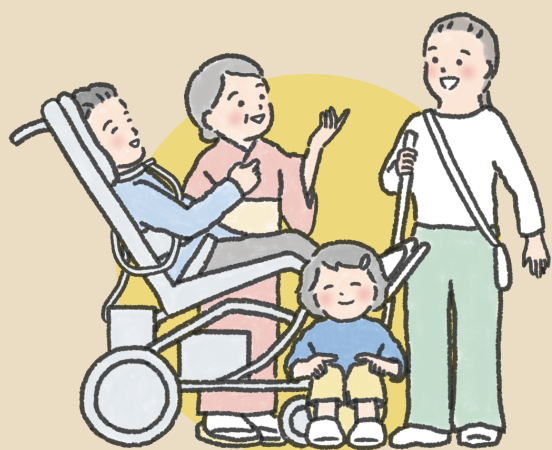
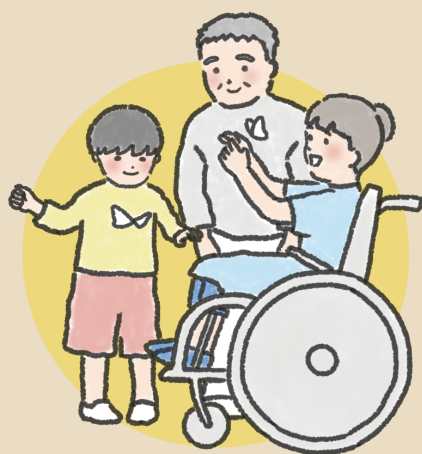


第7期



生駒市 障がい者 福祉計画

〈概要版〉

1. 計画策定にあたって

計画策定の背景と主旨

近年、障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がい者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者も障がい者でない者も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

これらの状況を踏まえ、本市の障がい者施策を計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした第7期生駒市障がい者福祉計画を策定しました。

計画の位置付け

「生駒市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20第1項に規定する「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定しています。策定にあたっては、奈良県障害者計画や生駒市総合計画における障がい者施策等との整合性を図りました。

計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（心の病等の精神疾患を含む。）、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方、そのご家族や支援者、地域住民の方など、支援の担い手、理解者となりうる全市民を計画の対象とします。

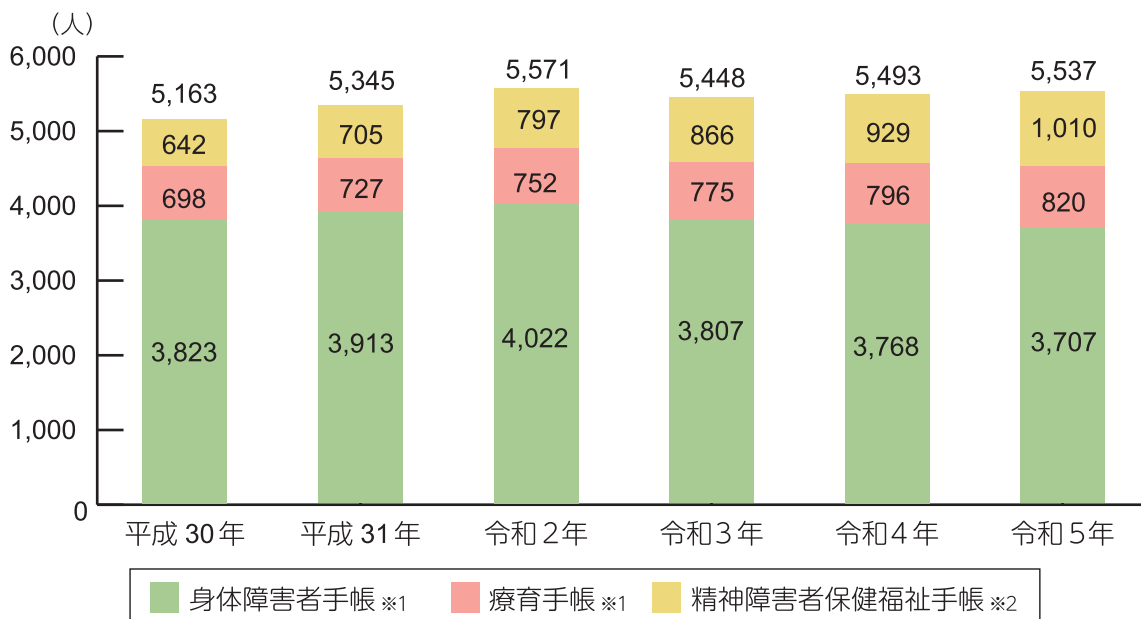
計画の期間

障がい者福祉計画は、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期生駒市障がい者福祉計画			第7期生駒市障がい者福祉計画		

2. 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は5,537人となっており、直近では概ね増加傾向にあります。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者が減少傾向である一方で、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。



※1 各年4月1日現在

※2 各年4月1日現在の公表分（前年の6月末日現在の数値）

3. 計画の基本的な考え方

基本理念

第6期計画の基本理念を継承し、計画を推進していきます。

- ・ 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く
- ・ 健康で生きがいのある暮らしを実践する
- ・ 地域において支え合う社会を築く

基本目標

基本理念のもとに基本目標を次のように定めています。

- ① 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実
- ② 地域生活のための総合的な支援体制の充実
- ③ 障がい者理解の促進と権利擁護の推進
- ④ 障がい者の社会参加と就労支援の推進

4. 施策の展開

基本目標		施 策
1	生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実	(1) 保健・医療サービス等の充実 妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や療育支援を行うとともに、障がい者が身近な地域において医療サービスを受けることができる提供体制の充実に取り組みます。
		(2) 早期療育・保育・教育の充実 発達に不安のあるこどもの特性に応じ、早期からの療育や教育・保育を受けられる支援体制の充実に取り組みます。
2	地域生活のための総合的な支援体制の充実	(1) 情報保障および意思疎通支援の充実 障がい者が地域生活の中で必要な情報を得ることができるよう、多様なニーズに応じた適切な情報提供体制の強化と情報バリアフリー化を推進します。
		(2) 生活支援にかかるサービスの充実 障がい者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送れるよう、その多様なニーズに応じて、適切なサービスを選択、利用できるよう支援体制の整備等を図ります。
		(3) 相談支援の充実 複雑多様化するニーズに対応できる支援体制整備に向け、関係機関との連携を強化し、重層的に切れ目のない相談支援を行うとともに、相談支援専門員の人材確保・育成を支援します。
		(4) 生活環境の充実 障がい者に優しい住まいの整備等、地域社会の中で自立した日常生活を営むための環境整備に努めるとともに、障がい者の防災・防犯対策に一層取り組みます。
3	障がい者理解の促進と権利擁護の推進	(1) 啓発・交流による障がい者理解 障がいへの正しい理解を深めるための啓発等、障がい者が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、援助や配慮を必要とする方に対して、周囲の人が理解し思いやりのある行動を行うことを目指す「心のバリアフリー」を推進していきます。
		(2) 権利擁護に対する支援 障がい者本人がその人らしく生活するための意思決定支援と、成年後見制度等の適切な利用支援を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消と、障がい者の虐待防止のための取組を推進していきます。
4	障がい者の社会参加と就労支援の推進	(1) 社会参加への支援 障がい者理解に向けた取組を進めながら、障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションに親しむことができる環境整備等を推進します。
		(2) 就労支援の充実 障がい者がその特性や能力に応じ、多様な働き方をしながら社会で活躍できるよう、就労の機会・場の確保や就労先への定着に向けた支援等に取り組みます。

主な取組

- ①保健サービスの充実：母子保健事業、健康増進事業、生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」 など
- ②医療サービス等の充実：重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業、自立支援医療の給付 など
- ③医療的ケア児への支援：医療的ケア児に対する支援を総合調整するコーディネーターの配置検討

- ①早期療育・保育の充実：障がい児相談支援体制の充実、発達に不安のあるこどもについての理解啓発事業 など
- ②教育の充実：特別支援教育コーディネーターの配置・研修、タブレット等ICT技術を活用した療育・学習活動の強化 など

- ①手話言語の普及、多様なコミュニケーション手段の理解および利用の促進：手話通訳者の配置 など
- ②多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備：意思疎通支援アプリ等の活用検討 など
- ③コミュニケーション支援者の養成および確保：意思疎通支援を行う者（ボランティア等）の確保のための取組 など

- ①訪問系サービスの充実：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、同行援護 など
- ②日中活動系サービスの充実：生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、地域活動支援センター事業 など
- ③居住系サービスの充実：共同生活援助（グループホーム）、地域生活支援拠点の機能充実 など
- ④移動サービスの推進：障がい者等交通費等助成、コミュニティバスの運行と利用支援 など
- ⑤福祉用具の給付等：補装具費の支給、日常生活用具の給付、難聴児補聴器購入費助成 など
- ⑥経済的支援：特別障害者手当等の各種福祉手当の支給、各種税の減免 など
- ⑦窓口・情報提供の充実：障がい者に配慮した対応、広報紙やホームページ等による情報提供の充実 など
- ⑧その他のサービス：緊急通報システム事業、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」 など

- ①相談窓口の充実：計画相談支援・児童相談支援（相談支援専門員の人材確保・育成支援） など
- ②障がい者地域自立支援協議会の機能の充実

- ①人にやさしい施設の整備：南生駒駅周辺バリアフリー整備事業、公共施設の整備 など
- ②住まいの充実：住宅改修費の支給
- ③障がい者への防災対策の充実：避難行動要支援者の把握および避難体制整備の推進 など
- ④防犯対策・消費者被害対策の充実：生駒市消費者安全確保地域協議会による見守り活動及び消費者被害の啓発 など

- ①啓発・広報活動の推進：「障害者週間」キャンペーン、「障がい」に対する理解を深める講演会・研修会の開催 など
- ②交流・ふれ合いの促進：福祉センター事業、障がい者関係団体の活動支援
- ③障がい者理解に向けた取組の強化：市職員に対する研修等の充実、企業等への働きかけ、あいサポート運動の推進 など
- ④ボランティア活動の推進：ボランティアの育成および活動のコーディネート

- ①権利擁護の推進：権利擁護支援センターによる支援、成年後見制度利用支援事業 など

- ①活動の機会の確保：ピアサポートの支援、福祉有償運送の適切な運営 など
- ②スポーツ・文化活動等の推進：障がい者スポーツ活動推進事業、体づくり運動プログラム など

- ①多様な働き方の支援：雇用を促進するための啓発活動の推進、農福連携の推進、福祉的就労の充実 など
- ②「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進：障がい者職場体験受入れの推進、授産品販路拡大への支援 など
- ③生駒市役所における障がい者の雇用促進に向けた施策の強化：「生駒市役所障がい者任用指針」の運用 など

5. 第7期障害福祉計画

成果目標および実現に向けた取組

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

自立した生活に必要なサービスが適切に利用できるよう各機関と連携しながら支援を行います。

また、地域生活移行の受け皿として、グループホーム等の「住まいの場」や生活介護や就労支援サービス等の「日中活動の場」の整備に努めます。

令和8年度末までに福祉施設から地域生活へ移行する人数
(令和4年度末時点施設入所者数：57人)

目標値 3人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、障がい者地域自立支援協議会等の活用や、関係機関との連携を図りながら、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の充実

障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援の機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する相談体制の整備等を進め、就労の場の確保から就労後の定着までの支援を行います。また、市役所庁内における障がい者職場体験受入れの推進、授産品販売路拡大支援、市職員として働く障がい者の活躍に向けた庁内の体制整備などを進め、障がい者理解や雇用の促進、工賃等向上を目指します。

令和8年度の
一般就労への移行者数
(令和3年度実績：15人)

目標値 19人

一般就労へ移行した者の
割合※が5割以上と
なる事業所の割合

※就労移行支援事業利用終了者に占める割合

目標値 50%

令和8年度末の就労定着
支援事業の利用者数
(令和3年度末実績：23人)

目標値 32人

就労定着支援事業利用終了後、
一定期間の就労定着率が
7割以上となる
就労定着支援事業所の割合

目標値 25%

(5) 相談支援体制の充実・強化等

地域の多様なニーズ等に対応可能な相談支援体制の強化に向け、関係機関との連携強化や、地域の支援において中心的な調整役を担う相談支援専門員の人材確保・育成支援等に取り組みます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

事業所に対し、研修参加やデジタル技術を活用した業務効率化を促し、支援の質の向上を図ります。

さらに、県等と協力して、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者等に対する指導、研修等を適正に実施します。

障害福祉サービスの見込量

サービス名・事業名		単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系 サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	時間／月	2,549	2,570	2,591
	重度訪問介護		1,181	1,181	1,181
	同行援護		398	416	434
	行動援護		1,562	1,658	1,760
	重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
日中活動系 サービス	生活介護	人日／月	5,232	5,237	5,294
	自立訓練（機能訓練）		8	8	8
	宿泊型自立訓練		31	31	31
	自立訓練（生活訓練）		170	170	170
	就労移行支援		691	718	747
	就労継続支援（A型）		1,438	1,495	1,525
	就労継続支援（B型）		2,774	2,885	2,972
	就労定着支援		19	21	23
	療養介護	人／月	12	12	12
	短期入所	人日／月	329	341	352
居住系 サービス	共同生活援助（グループホーム）	人／月	88	90	90
	施設入所支援		57	56	54
	自立生活援助		1	1	2
計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	計画相談支援	人／月	156	161	165
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
意思疎通支援事業 （コミュニケーション 支援事業）	手話通訳者派遣事業	件／年	260	280	300
	手話通訳者設置事業	人／年	2	2	2
	要約筆記者派遣事業	件／年	49	50	51
日常生活用具給付等事業		件／年	2,298	2,320	2,343
手話奉仕員養成研修事業		開催回数／年	44	44	44
移動支援		時間／月	1,010	1,050	1,090
地域活動支援センター事業		人／年	98	105	112
日常生活支援	日中一時支援事業	人日／月	266	273	280
	訪問入浴サービス事業	人／月	2	2	2
	福祉ホーム	人／月	22	23	24
	生活支援センターの設置委託	箇所	4	4	4
社会参加	声の広報等の発行	件／年	228	228	228
	自動車運転免許取得費助成事業		1	1	1
	自動車改造費助成事業		3	3	3
補装具費の支給		件／年	190	190	190
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業			2	2	2
難聴児補聴器購入費助成事業			4	4	4

※人日とは、「人数×日数」の意味で、延べ日数を示しています。

※月単位のものは各年3月期の見込量になります。（計画相談支援については各年度月平均）

6. 第3期障害児福祉計画

成果目標および実現に向けた取組

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

市または圏域で、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所1か所、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所1か所の確保や、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

障がい児の地域生活への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関と連携しながら、発達障がいをはじめとする発達に不安のあるこどもについて、地域における理解をより深めてもらう啓発事業に取り組みます。

事業所に対し、研修参加やデジタル技術を活用した業務効率化を促し、支援の質の向上を図ります。医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数の増加を見据え、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携に努め、医療的ケア児支援のための協議の場として障がい者地域自立支援協議会等を必要に応じ活用しながら、支援体制等の検討を進めます。

(2) こどもの発達を支援する取組の展開

発達に不安のあるこどもに対して、早期発見、療育支援、家族支援、教育支援等を行い、切れ目のない支援が十分に図れるよう努めます。

障害児福祉サービスの見込量

サービス名・事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日／月	1,784	1,855	1,927
放課後等デイサービス		4,265	4,391	4,520
保育所等訪問支援		10	10	10
居宅訪問型児童発達支援		4	4	4
障害児相談支援	人／月	189	204	219

※人日とは、「人数×日数」の意味で、延べ日数を示しています。

※各年度3月期の見込量になります。（障害児相談支援については各年度月平均）

第7期生駒市障がい者福祉計画〈概要版〉

発行年月：令和6年3月

編集・発行：生駒市 福祉健康部 障がい福祉課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

TEL:0743-74-1111(代表) FAX:0743-74-1600



詳しくはこちら